

各位

広島市水道局建設工事安全協議会事務局

令和4年度からの広島市水道局建設工事安全協議会の活動等について

平素より、本協議会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、「広島市水道局建設工事安全協議会」（以下「協議会」という。）は、広島市水道局発注の工事において、工事関係者の安全意識の高揚を図ることを目的とし、発注者と受注者が連携した安全活動を実施しております。

昨今の本協議会や他の安全関連の活動状況及び工事の発注形態を受け、令和4年4月より、以下のとおり要綱の改訂等をさせていただいております。

内容をご確認のうえ、引き続き、協議会の活動にご協力いただきますようお願いいたします。

1 要綱等の主な改訂等内容

(1) 「広島市水道局建設工事安全協議会要綱」（以下「要綱」という。）

内 容	現 行	改 訂
会員 (発注者)	会長が指名する水道局職員	施工担当課長、施工担当係長、監督員
会員 (受注者)	契約工期が3か月を超える工事 (設備工事にあつては、製作期間を除いた期間が3か月を超える工事)	当初請負金額が250万円以上(建築・設備工事にあつては、当初請負金額500万円以上かつ当初契約工期(着手日選択期間及び設備工事においては、製作期間を除く)が90日以上)の工事
会員の期間	契約日から工事完成日まで	工事開始日から工事完成日
開催回数	年4回	年2回

(2) 「広島市水道局建設工事安全協議会の運営に関する運用」（以下「運用」という。）

内 容	現 行	改 訂
開催月	4月、7月、10月、1月	9月、1月
安全パトロール (相互安全点検)	技術管理課職員及び受注者により実施	会長が指名する会員により実施
安全管理状況 報告書	毎月5日までに工事担当課へ提出	削除 (廃止)
安全点検表 (写し)	—	協議会開催月(9月、1月)の前月15日までに施工担当課へ、提出日の直近施工日の安全衛生の点検の記録の写しを提出

要綱及び運用は、下記4により確認可能です。

(3) 特記仕様書

特記仕様書に、以下を追加（令和4年4月1日以降契約を締結するものから）

広島市水道局建設工事安全協議会について

当初請負金額が250万円以上（建築及び設備工事にあつては、当初請負金額が500万円以上かつ当初契約工期（着手日選択期間及び設備工事にあつては製作期間を除く）が90日以上）の工事の受注者は、工事開始と同時に広島市水道局建設工事安全協議会に入会し、別途定める「広島市水道局建設工事安全協議会要綱」及び「広島市水道局建設工事安全協議会の運営に関する運用」により安全活動を実施すること。

(4) 「建設工事を施工される方へ」

上記(3)に伴い、契約後に施工担当課から配布する「建設工事を施工される方へ」から「広島市水道局建設工事安全協議会について」の記載を削除（令和4年4月1日から）

2 安全協議会（9月、1月開催）について

9月及び1月開催予定の協議会に先立ち、運用のとおり、安全点検表の提出のほか、相互安全点検を実施するよう考えていますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては、開催月の前月はじめごろに改めて依頼させていただきますので、よろしく申し上げます。

3 事務局からの通知について

今年度より、協議会の開催とは別に、事務局から安全管理に関連した情報の発信等をさせていただきますと考えています。

通知があった際には、資料を確認いただき、安全管理の推進に役立てていただきますようお願いいたします。

4 ホームページへの掲載

令和4年4月から広島市水道局ホームページで協議会について、掲載をはじめました。

【場所】 トップページ > 組織でさがす > 技術部 > 技術管理課 > [広島市水道局建設工事安全協議会について](#)

【URL】 <http://cms.water.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/8/4305.html#2>

以下の内容を掲載してしますので、日頃の安全活動の参考にする等、活用してください。

【掲載内容】

- ◆対象工事
- ◆構成
- ◆要綱、運用
- ◆協議会資料等
 - ・過去の協議会の資料
 - ・過去の事務局からの通知
- ◆安全に関連したリンク集
 - ・厚生労働省
 - ・国土交通省
 - ・広島市水道局

5 その他

要綱等改訂（令和4年4月1日）前に契約を締結し、協議会に加入済の工事につきましては、要綱等改訂後も加入扱いとなりますので、引き続き活動にご協力いただきますようお願いいたします。